

第17号議案

財産の処分について

次の財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

記

1 財産の内容

| 種類 | 品名 | 数量 |
|------|-----------------|--------|
| 有価証券 | 株式会社ジェイコムウエスト株式 | 1,980株 |

2 相手方

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
J COM株式会社 代表取締役社長 岩木 陽一

3 処分予定価格

210,586,860円

4 処分の理由

令和8年4月1日付けで、株式会社ジェイコムウエストを含むJ：COMグループにおけるケーブルテレビ事業会社の吸収合併が示されるとともに、当該合併を理由にした本市保有株式（株式会社ジェイコムウエスト株式）の売却又は継続保有（存続会社となる株式会社ジェイコム東京の株式への交換）について意向確認がなされているところ、本株式の取得経緯等を考慮し、同株式を処分しようとするもの。

株式会社ジェイコムウエスト株式の処分について

1 本株式の取得経緯等

(1) 昭和61年(1986年)12月

本市などが出資し、第三セクターの「株式会社ケーブルコミュニケーション芦屋」を設立し、株式を取得

(2) 平成12年(2000年)1月

「株式会社ケーブルコミュニケーション芦屋」と「こうべケーブルテレビ株式会社」が合併し、「株式会社ケーブルネット神戸芦屋(ジェイコム神戸芦屋)」が発足

(3) 平成25年(2013年)1月

「株式会社ケーブルネット神戸芦屋(ジェイコム神戸芦屋)」を含む以下の関西地区のJ:COMグループ6社が、「株式会社ジェイコムウエスト」を存続会社として吸収合併。以後、現在(保有株式数:1,980株。持株比率*:約0.19%)に至る。

- ・株式会社ジェイコムウエスト
- ・株式会社ケーブルネット神戸芦屋
- ・吹田ケーブルテレビジョン株式会社
- ・豊中・池田ケーブルネット株式会社
- ・高槻ケーブルネットワーク株式会社
- ・東大阪ケーブルテレビ株式会社

* 発行済株式数に対して、本市が保有する株式数の割合

2 令和8年(2026年)4月1日付けJ:COM子会社の組織再編

J:COM株式会社は子会社であるケーブルテレビ事業会社9社について、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を令和8年4月1日に実施することを発表した。

(1) 合併の目的・意義

事業環境の変化が激しさを増す中、多様なサービスを提供する企業として、環境や社会の課題解決と新たな価値を創造し、持続可能な社会へ貢献し続けるため、組織再編を決定。経営資源の最適分配と共通機能の更なる集約化を実施し、経営の効率化及び競争力強化を図る。

(2) 合併の要旨

以下9社について、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併となる。各社が展開しているケーブルテレビ事業（自治体向け事業等）については、合併後も各エリアにて引き続き提供する。

- ・株式会社ジェイコム東京
- ・株式会社ジェイコム札幌
- ・株式会社ジェイコム湘南・神奈川
- ・株式会社ジェイコム埼玉・東日本
- ・株式会社ジェイコム千葉
- ・土浦ケーブルテレビ株式会社
- ・株式会社ジェイコムウエスト
- ・株式会社ジェイコム九州
- ・大分ケーブルテレビ株式会社

3 処分の内容等

(1) 処分予定価格等

ア 1株当たり買取価格（株式会社ジェイコムウエスト株主共通価格）

106, 357円

イ 処分予定価格

210, 586, 860円 (=1, 980株×106, 357円)

ウ 参考：本市が取得に要した出資額

165, 000, 000円

(2) 処分予定価格の算定方式

上記(1)アの1株当たりの買取価格は、株式会社ジェイコムウエストの令和7年3月31日時点の貸借対照表における純資産額を、同社の発行済株式数で除した上で、小数点以下を切り捨てて算出されている。

当該株式は非上場株式であり、市場価格による評価が困難である。上記の算定方法は、日本公認会計士協会が公表する「企業価値評価ガイドライン」に示される企業価値評価法の1つである。

(3) 精算日（予定）

令和8年3月26日